

- 「重症度、医療・看護必要度」A項目・C項目の要件の引上げ(厳格化)
  - ⇒ A-1創傷処置、A-2呼吸ケアへのレセ電算システムコードの必須化
  - ⇒ A-3注射薬剤3種類以上への7日間制限と「アミノ酸・糖・電解質・ビタミン」の除外
  - ⇒ A-7救急による入院の3日短縮(5日→2日)
  - ⇒ C手術等の対象期間の短縮
- 「重症度、医療・看護必要度」B項目による評価の除外
- 「重症度、医療・看護必要度(Ⅱ)」による測定の義務付け(経過措置有り)
- 「重症度、医療・看護必要度」の該当患者の基準の見直し、割合①②のいずれも満たす
  - 割合①「A3点以上」又は「C1点以上」20%以上
  - 割合②「A2点以上」又は「C1点以上」27%以上
- 短期滞在手術基本料1・3の対象手術を入院実施した場合「重症度、医療・看護必要度」に反映
- 平均在院日数の2日間短縮(18日→16日)
- 在宅復帰率の計算式から、救急患者連携搬送料を算定し、他の保険医療機関に転院した患者を除外(地域包括ケア病棟等、回復期リハ病棟、特定機能病院回復期リハ病棟、療養病棟、有床診療養病床への転院は除く)

⇒⇒⇒ 急性期一般入院料1(7対1)の絞り込み